

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A県A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、一度平成〇年〇月〇日に退社した後、平成〇年〇月〇日に会社に再雇用され、顧客からの興信・調査依頼に対する相談業務等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社のレンタカーを運転し、Cの顧客先に赴く際、D市内で交通事故に遭い、E病院に救急搬送され、「胸骨骨折、第3腰椎骨折、頸椎捻挫、左肩打撲」と診断され、入院加療した。

請求人によると、上記負傷に関し、会社に労災申請をさせてもらえなかったこと、傷病状態や復職時期について会社に出社して報告するよう執拗に求められたこと、会社負担の社会保険料を会社社長個人から借り入れの形にして支払わされたこと、違法に退職を強要されたこと等により、平成〇年〇月頃からうつ状態となったという。請求人は、同年〇月〇日、F病院に受診し、「適応障害（うつ状態）」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「精神部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人は、平成○年○月中旬、「F43.21 遷延性抑うつ反応」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の精神症状の推移及び医学的見解等に鑑み、精神部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

- (4) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における心理的負荷を生じさせる業務による出来事として、請求人は、①平成〇年〇月〇日、交通事故で負傷し、長期間にわたり療養したこと（以下「交通事故による長期療養」という。）、②同交通事故に関して、労災申請を認めてもらえなかったこと（以下「労災申請不承認」という。）、③執拗に会社に赴いての現状報告を求められたこと（以下「現状報告強要」という。）、④会社負担分の社会保険料を社長個人から借り入れの形にして支払いを求められたこと（以下「借入強要」という。）、⑤解雇予告通知が送付されたこと（以下「解雇予告通知」という。）を主張している。
- (5) ①「交通事故による長期療養」の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当し、事故後のE病院及びG病院（以下「両病院」という。）での療養の状況及び請求人の申述から、請求人は、両病院での入院中、長期間体幹固定を要し、体を動かすことが困難であったことが認められ、軽微な負傷であったとはいえないものの、本件災害約50日後には、体幹固定を除去して本格的なリハビリを開始し、残存した障害は人身傷害保険の第11級にとどまったことから、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。
- (6) ②「労災申請不承認」の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、決定書理由第2の2(2)イ(イ)c(b)に説示のとおり、当審査会としても、H社長が労災申請を認めなかった事実は確認できないものの、H社長と請求人との間に、請求人の業務上の負傷に関する補償において人身傷害保険と労災保険のどちらを使うかについて見解の相違が生じたものと認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。
- (7) ③「現状報告強要」の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、決定書理由第2の2(2)イ(イ)c(c)に説示のとおり、当審査会としても、請求人の職場復帰の意思や時期を確認するための業務行為から派生した出来事であると判断することから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。
- (8) ④「借入強要」の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、決定書理由第

2の2(2)イ(イ)c(d)に説示のとおり、当審査会としても、請求人が会社から会社負担分の社会保険料を負担するように求められた事実は確認できないものの、債務弁済契約書を提示された事実は認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(9) ⑤「解雇予告通知」の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「退職を強要された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するものの、会社は請求人から傷病状態や復帰時期に関する連絡がないことから、相互に不信感の中で雇用関係を継続するのは双方にデメリットがあるとして当該通知をしたものであり、その後、請求人から診断書の提出を受け解雇を撤回していることをみても、退職強要の状況は見受けられず通常の手続による解雇予告が行われたものと認められることから、当審査会としては、その心理的負荷の強度は、「弱」とであると判断する。

(10) 以上のとおり、被災者の業務による出来事の心理的負荷の総合評価は、「弱」が四つ、「中」が一つ認められ、心理的負荷の強度の全体評価は「中」と判断され、「強」には至らないものであり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(11) なお、請求人らは、訴訟において、会社が解決金として請求人に金員を支払うという内容の和解調書をもって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであると主張するが、当該和解調書は上記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。